

訓令番号	訓 令 名	所 管 名	公 布 年 月 日
訓令第2号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する 訓令	総 務 課	令和元年7月4日

さいたま市訓令第2号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第3（第3条関係） 個別専決事項					別表第3（第3条関係） 個別専決事項				
[略]					[略]				
財政局					財政局				
[略]					[略]				
税務部					税務部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
税制課	[略]				税制課	[略]			
					市民税課	1 個人の市民税及び県民税（給与所得に係る特別徴収に係るものに限る。）並びに法人の市民税に係る賦課、変更、更正及び決定をすること。 2 給与所得に係る特別徴収義務者を指定すること。 3 個人の市民税及び県民税の給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例を承認すること。 4 市たばこ税、入湯税及び事業所税に係る更正及び決定をすること。	○		
固定資産税課					固定資産税課	1 償却資産に係る固定資産税に係る賦課、変更、更正及び決定をすること。	○		

	1	[略]				
	2	[略]				
収納対策課	1	市長が定める滞納者に係る入学準備金及び奨学金に係る貸付金の回収に係る事項で、次に掲げるもの (1) 担保の処分、担保権の実行の手續及び保証人に対する履行の請求をすること。 (2) 履行期限の繰上げをすること。 (3) 配当の要求その他債権の申出をすること。 (4) 担保の提供及び保証人の保証を求めること。 (5) 徴収停止をすること。	○			
	2	市長が定める滞納者に係る市税、個人の県民税及び国民健康保険税の徴収金に係る公示送達をすること。	○			

	2	[略]				
	3	[略]				

債権整理推進部

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
収納対策課	1 徴税吏員を任命すること。 2 市長が定める滞納者に係る市税及び個人の県民税の徴収金に係る不納欠損処分をすること。 3 市長が定める滞納者に係る入学準備金又は奨学金に係る貸付金の回収に係る事項で、次に掲げるもの (1) 担保の処分、担保権の実行の手續及び保証人に対する履行の請求をすること。 (2) 履行期限の繰上げ		○	○	

	<p>をすること。</p> <p>(3) 配当の要求その他債権の申出をすること。</p> <p>(4) 担保の提供及び保証人の保証を求めること。</p> <p>(5) 徴収停止をすること。</p>	○			
収納調査課	1 市長が定める滞納者に係る市税、個人の県民税及び国民健康保険税の徴収金に係る公示送達をすること。	○			
債権回収課	<p>1 市長が定める滞納者に係る市税、個人の県民税、国民健康保険税及び保育料の徴収金に係る事項で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 繰上徴収をすること。</p> <p>(2) 交付要求（参加差押えを含む。）及びその解除をすること。</p> <p>(3) 徴収又は換価の猶予の決定及びその取消しをすること。</p> <p>(4) 滞納処分の執行の停止及びその取消しをすること。</p> <p>(5) 納付又は納入の委託を受けること。</p> <p>(6) 財産の差押え及びその解除をすること。</p> <p>(7) 差押財産の換価及び取立並びに換価代金等の配当をすること。</p> <p>ア 重要なもの</p> <p>イ 軽易なもの</p> <p>(8) 公示送達をすること。</p> <p>2 保育料徴収職員を任命すること。</p>	○	○	○	○

市税事務所				
課所名	専決事項	課長	部長	副局長

					長
個人課 税課	1 個人の市民税及び県 民税（他の所管に属す るものを除く。）並び に軽自動車税の賦課決 定をすること。	○			
	2 個人の市民税及び県 民税（他の所管に属す るものを除く。）並び に軽自動車税に係る公 示送達をすること。	○			
法人課 税課	1 個人の市民税及び県 民税（給与所得及び退 職所得に係る特別徴収 並びに公的年金等に係 る特別徴収に係る特別 徴収義務者に係るもの に限る。）に係る賦課 決定、更正及び決定を すること。	○			
	2 特別徴収義務者を指 定すること。	○			
	3 個人の市民税及び県 民税の給与所得及び退 職所得に係る特別徴収 税額の納期の特例を承 認すること。	○			
	4 法人の市民税、市た ばこ税、入湯税及び事 業所税に係る更正及び 決定をすること。	○			
	5 個人の市民税及び県 民税（特別徴収に係る ものに限る。）、法人 の市民税、市たばこ税、 入湯税並びに事業所税 に係る公示送達をする こと。	○			
資産課 税課	1 固定資産税及び都市 計画税に係る公示送達 をすること。	○			
	2 固定資産の価格等の 決定（地方税法（昭和 25年法律第226号） 第410条第1項の 規定による固定資産の 価格等の決定を除く。 ）及び修正並びに固定 資産税及び都市計画税 の賦課決定をすること。	○			

納税課	1 市長が定める滞納者に係る市税及び個人の県民税の徴収金に係る不納欠損処分をすること。					○
	2 市長が定める滞納者に係る市税、個人の県民税、国民健康保険税及び保育料の徴収金に係る事項で、次に掲げるもの					
	(1) 繰上徴収をすること。					○
	(2) 交付要求（参加差押えを含む。）及びその解除をすること。					○
	(3) 徴収又は換価の猶予の決定及びその取消しをすること。					○
	(4) 滞納処分の執行の停止及びその取消しをすること。					○
	(5) 納付又は納入の委託を受けること。					○
	(6) 財産の差押え及びその解除をすること。					○
	(7) 差押財産の換価及び取立て並びに換価代金等の配当をすること。					○
	ア 重要なもの イ 軽易なもの					○
(8) 公示送達をすること。					○	
3 保育料徴収職員を任命すること。					○	

[略]

区役所

[略]

区民生 活部					
課所名	専決事項	課 長	部 長	区 長	副 市 長
コミュニ ティ 課	[略]				

[略]

区役所

[略]

区民生 活部					
課所名	専決事項	課 長	部 長	区 長	副 市 長
コミュニ ティ 課	[略]				
課税課	1 徴税吏員を任命すること。 2 固定資産評価補助員			○	
				○	

	<p>を選任すること。</p> <p>取納課 1 財産の差押えを解除すること。</p> <p>2 差押財産の換価及び取立並びに換価代金等の配当をすること。</p> <p>(1) 重要なもの</p> <p>(2) 軽易なもの</p> <p>3 交付要求（参加差押えを含む。）を解除すること。</p>
<p>[略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>備考 [略]</p>

附 則

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。